

## 他教科の中学校教諭免許状を取得したい方

### 免許状の種類

- 中学校教諭免許状（専修、1種、2種）

### 根拠規定

- 免許法別表第4

### 取得方法

- 中学校教諭免許状を有する方が、他の教科の中学校教諭免許状を取得する方法は、＜表22＞のとおりです。

＜表22＞

取得しようとする免許状			専修免許状	1種免許状	2種免許状
所要資格	有することが必要な免許状		専修免許状	専修免許状 1種免許状	専修免許状 1種免許状 2種免許状
	最低修得単位数の合計 (7) + (イ) + (ウ)		52単位	28単位	13単位
欄	科目	含めることが必要な事項	/	/	/
第 2 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 (注)の1参照	各科目1単位以上	各科目1単位以上	各科目1単位以上
		最低修得単位数(ア)	20単位	20単位	10単位
	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	8単位以上	8単位以上	3単位以上
		最低修得単位数(イ)	8単位	8単位	3単位
第 6 欄	大学が独自に設定する科目 最低修得単位数(ウ)		24単位	/	/

(注)

- 1 「教科に関する専門的事項」の修得方法は、<表17>を参照してください。
- 2 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、取得しようとする免許の教科に限ります。
- 3 この表で専修免許状を取得しようとする者で、その教科の1種免許状を所持している場合は、専修免許状の取得に係る単位から、1種免許状の取得に係る単位を差し引いた24単位を、大学が独自に設定する科目より修得してください。  
この場合、単位は大学院、大学の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程で修得してください。
- 4 この表で1種免許状を取得しようとする者で、その教科の2種免許状を所持している場合は、1種免許状の取得に係る単位から、2種免許状の取得に係る単位を差し引いた15単位（「教科に関する専門的事項」10単位及び「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」5単位）を修得してください。